

認定手続取りやめ通知書（申立特許権者等用）

平成 年 月 日
認定手続取りやめ通知第 号
(認定手続取りやめ通知書番号)
殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書による請求があつた認定手続の取りやめについては、関税定率法第 21 条の 5 第 11 項の規定により当該認定手続を取りやめることとしましたので、同条第 12 項の規定により、通知します。

併せて、同条第 12 項の規定により、当該認定手続に係る貨物に係る輸入者情報を下記のとおり通知します。

記

輸入者情報

輸入者の氏名又は名称

住所

(注) 上記輸入者情報については、関税定率法第 21 条の 5 第 13 項の規定により、次の目的以外の目的には使用できません。

- (1) 同条第 3 項に規定する損害に係る賠償請求権の行使
- (2) 当該貨物に係る特許法第 100 条第 1 項若しくは第 2 項、実用新案法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は意匠法第 37 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による差止請求